

神奈川県立の図書館の利用等に関する規則の一部を改正する規則

(案) の概要

1 改正の趣旨

県立の図書館の利用者の利便性向上を図るため、現行の図書館カードに加えて、ホームページからの手続のみで来館せずに発行でき、スマートフォン等のモバイル端末で図書館が利用可能となる、利用者番号を導入するための所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 図書館情報ネットワーク・システムに必要な事項を入力することにより、現行の図書館カードに代えて館外貸出しのための利用者番号の登録ができることを規定する。(第6条関係)
- (2) 図書館カードの失効に利用者番号が失効する場合を加える。(第8条関係)

3 施行期日

公布の日から施行する。